

## 令和2年8月度栗東市教育委員会臨時会会議録

開催日時 令和2年8月20日(木) 9:00～9:20

開催場所 庁舎4階 第3、4委員会室

出席委員 教 育 長 福原 快俊  
教育長職務代理者 朽木 徳壽  
委 員 内記 一彦  
委 員 田中 和子  
委 員 太田 加代子

事務局出席者 教育部長(伊勢村)、教育総務課長(福田)、生涯学習課長(三浦)、書記(小林)

開会宣言 9:00

教育長

ただいまから令和2年8月度教育委員会臨時会を開会いたします。

では、日程に従い、進めさせていただきます。日程2 議案第6号栗東市立自然体験学習センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

生涯学習課長

「議案第6号について」説明

教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等ありましたら、お願いします。

内記委員

今回、指定管理の期間5年を新型コロナウイルス感染症の影響により、1年間延長するというのは、大変な状況なのでよくわかります。ただ規則改正をみても期間延長が書かれていないので、わからない。期間延長について入れておかないといけないのではないかと。また、附則の2で条例第5条第1項にとあって、その後、第2条第2項とあるがこの前に規則は入れておかなくてもいいのか。

伊勢村部長

まず、附則の2ですが、第2条第2項の前に規則をいれておかなくてもよいのかですが、法務のルール上、規則の附則改正なので規則を入れる必要がないということでもあります。

次に、5年間の指定管理期間を6年間に延長するということですが、これについては、5年前に5年間の指定管理者の指定を行いました。その議決は行政処分にあたり、行政処分の変更はできないのが原則として、延長という説明がわかりやすいので、そのように説明させていただきました。実際、法の運用にあたっては5年のままで、1年間だけ特例で指定管

理期間を指定するという議案になります。ただ、通常の公募ではなく通常の審査を行う暇もありませんので、規則改正により特例ということで諸書類の提出などを省略することができるようにするものです。

内記委員

では、5年を6年にするのではなく、特例で1年間の指定をするということですね。

伊勢村部長

そうです。山の施設で宿泊施設や観光関係の全てを南部森林組合に指定管理受けていただいております。農林課が所管している宿泊施設の森遊館、道の駅、バンガロー村、教育委員会が所管している未来館を今回コロナの関係で1年間の指定管理を特例的にさせていただきたいということです。

教育長

他にご意見はございませんか。それでは他に意見もないようですので、これより議案第6号栗東市立自然体験学習センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、採決させていただきます。本件についてご異議ございませんか。

委員

異議なし

教育長

異議なしにより、議案第6号栗東市立自然体験学習センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について、可決いたします。

教育長

それでは、本日予定しておりました日程は滞りなく終了しました。

これをもちまして、8月度教育委員会臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会宣言 9 : 20